



少額訴訟制度～インターネットの詐欺トラブルにおける解決策～

● 少額の金銭トラブルが起きた時、いかに対処したらよいか？

インターネットのオークションに参加しました。購入代金八万円を振り込んだにもかかわらず、商品が届きません。内容証明郵便を送つて代金の返還請求をしたのですが、まったく連絡がありません。

専門家に相談したいとおもいますが、費用が気になります。少額の金銭トラブル時の有効な解決策について教えてください。

A

最近、オンラインショッピングやネットオークションの利用が拡大するに伴い、トラブルも頻発しています。

少額な事件が多く、専門家に相談した場合、費用とそれに費やされる時間と労力が見合わないケースが多く見られます。このような場合に有効な手段が少額訴訟制度です。

■ 少額訴訟制度とは

少額訴訟制度は六〇万円以下の金銭の支払い請求を目的とする少額の紛争について、簡易かつ迅速な解決を図るために訴訟を提起するための訴訟制度です。

少額訴訟を提起するためには、次の要件を満たしている必要があります。
 (1) 相手方に對して、①支払いを求める価額（訴額）が六〇万円以下で、かつ、②金銭の請求を目的とする訴えであることが必要です。
 (2) 一〇〇万円の債権回収の場合でも、六〇万円と四〇万円に分けて少額訴訟を利用する一部請求については、訴えの提起が可能となります。

■ 少額訴訟を提起できるケース

少額訴訟の提起に際しては、反訴を提起することはできません（民訴第三六九条）。審理が複雑になり、迅速な訴訟が期待できなくなるからです。

■ 少額訴訟の提起方法

少額訴訟は、各事件によつて訴えを提起する簡易裁判所が決まっています（裁判官による損害賠償請求、賃金請求、交通事故（物損）による損害賠償請求、請負代金請求等で利用できますが、不動産・動産の明け渡し、登記手続きの意思表示の擬制、債務不存在確認等では、少額訴訟を提起することはできません）。

Q

インターネットのオークションに参加しました。購入代金八万円を振り込んだにもかかわらず、商品が届きません。内容証明郵便を送つて代金の返還請求をしたのですが、まったく連絡がありません。

専門家に相談したいとおもいますが、費用が気になります。少額の金銭トラブル時の有効な解決策について教えてください。

起の仕方如何で可能な場合があります。

また、貸金返還請求、売買代金請求、敷金返還請求、賃金請求、交通事故（物損）による損害賠償請求、請負代金請求等で利用できますが、不動産・動産の明け渡し、登記手続きの意思表示の擬制、債務不存在確認等では、少額訴訟を提起することはできません。

(2) 少額訴訟は、一人の原告につき、同一の簡易裁判所において、年一〇回までに限られます（民訴第三六八条第一項但書）。これは、金融業者が少額訴訟を独占し、一般市民が利用できなくなることを避けるための制限です。訴えを取り下げた場合や、通常訴訟に移行した場合もカウントされます。

少額訴訟は、各事件によつて訴えを提起する簡易裁判所が決まっています（裁判官による損害賠償請求、賃金請求、交通事故（物損）による損害賠償請求、請負代金請求等で利用できますが、不動産・動産の明け渡し、登記手続きの意思表示の擬制、債務不存在確認等では、少額訴訟を提起することはできません）。

被告が異議を申し立てるとともに、強制執行停止手続きを始めた場合には、強制執行手続きが停止されることがあります。異議後の審理は、少額訴訟の判決をした裁判所と同一の簡易裁判所において、通常の手続きにより行われます。異議後の訴訟においても反訴を提起することはできません。また、異議後の訴訟の判決に對しては控訴ができないなどの制限があります。

■ 少額訴訟にかかる費用

訴状を提出する際、訴訟の目的の価格（訴額）に応じた手数料を印紙で納付します。料金は訴額一〇万円につき一〇〇〇円です。また、裁判所が送付する際に使う切手代を予納します。訴える相手が一人の場合三九一〇円、訴える相手が二人以上の場合は一人増えることに二一〇〇円を足した額となります。

判所に訴えを提起することができます。
 訴えの提起は、簡易裁判所に訴状を提出するか、直接、簡易裁判所の受付に行き、口頭で提起することができます。

なお、訴状は、地方裁判所に提出する一般的な訴状と比較して、記載事項が簡素化されています。要は「紛争の要点」が明確に書かれていく（*5W1H*（いつ）「どこで」「誰が」「誰と」「何をしたか」と、「相手方に何を求めるのか」が記載されていれば、裁判所は受理してくれます。簡易裁判所には訴状の定型用紙が用意されています。

■ 少額訴訟の審理

少額訴訟では、重要証人がアクリシデントで出頭できない場合や審理の途中で他に重要な証拠があることが判明したような「特別な事情」のある場合を除き、最初にすべき口頭弁論期日においてその審理を完了しなければならないとされています（民訴第三七〇条）。そして、直ちに判決の言い渡しがされます。

また、少額訴訟での証拠調べは、即時に取り調べができる証拠に制限されており（民訴第三七一条）、さらに、少額訴訟では証人の尋問は宣誓をさせないでよいとされています（民訴第三七二条第一項）。証人尋問や当事者尋問における尋問の順序も裁判官の裁量に任されています。

■ 少額訴訟の審理

少額訴訟の判決の言い渡しは、原則として審理終了後直ちになされますが、当事者が判決を受け取った日の翌日から起算して二週間以内に異議を申し立てなければ、確定します。少額訴訟の判決に對しては、控訴が禁止され、異議を申し立てることが認められません。確定すると、判決の内容を争うことができなくなります。

■ 少額訴訟にかかる費用

訴状を提出する際、訴訟の目的の価格（訴額）に応じた手数料を印紙で納付します。單なる架空請求であれば、身に覚えがない以上請求に応じる必要はありませんが、裁判所の手続きを悪用する形で請求してきた場合には、要注意です。